

# 報告事項

---

# 令和2年改正バリアフリー法の施行

---

# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律の一部を改正する法律について(概要)

---

# ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

＜予算関連＞

## 法律の概要

※赤字: 令和2年6月19日施行 青字: 令和3年4月1日施行

### 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設（※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

### 2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

#### (1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

#### (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、「作成経費を補助」（※予算関連）
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

### 3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

## 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携) (主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン※)の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加  
※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの(具体の事業の位置づけは不要)
- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加
- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 (※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

### 基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。

基本構想には、ハード整備に関する事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業)を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

### 現在の特定事業(例)

#### 公共交通特定事業

ホームドアの設置等



#### 道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止めの設置等



#### 建築物特定事業

エレベーターの設置、トイレの改修、視覚障害者誘導用ブロックの設置等



#### 交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



### 教育啓発特定事業(例)

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施 等



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験



当事者講師によるセミナー

# 令和3年4月1日施行分

---

# バリアフリー法施行規則の一部改正について

(国民に向けた広報啓発の取組推進:優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進)

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両等の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等(高齢者障害者等用施設等)の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両等の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加
- 令和3年4月の改正バリアフリー法全面施行に向け、適正な利用の対象となる「高齢者障害者等用施設等」の具体的な内容をバリアフリー法施行規則で定める必要

## 対象施設 (バリアフリー法施行規則において規定)



(障害者用トイレ)



(旅客施設の  
エレベーター)



(旅客施設・車両等の  
優先席)



(車椅子使用者用  
駐車施設等)



(車両等の車椅子スペース)

## 施設設置管理者が講ずべき具体的措置 (努力義務の対象となる広報啓発活動)

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等



# 公共交通移動等円滑化基準省令の一部改正について

## (公共交通事業者等のソフト基準適合義務の創設)

公共交通事業者等に対し、旅客施設・車両等の新設等の場合のハード基準への適合義務に加え、**役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)**の遵守義務を課すこととしている(令和2年5月法改正、令和3年4月全面施行)

### ソフト基準の対象

義務	ハード基準適合維持義務(法第8条第2項)が課されている、 <b>新設等された旅客施設・車両等</b> (平成14年5月15日の旧交通バリアフリー法施行以降に新設・大規模改良又は新規供用されたものが対象)
努力義務	ハード基準適合の努力義務(法第8条第3項)が課されている、 <b>既存の旅客施設・車両等</b>

### ハード基準とソフト基準の関係

○**ハード基準**は、障害当事者が公共交通機関を円滑に利用するための必要最低限の義務として、以下のとおり規定。

- ・バリアフリー設備を設置すること(例：○○においては、○○を備え付けなければならない)
- ・バリアフリーとして機能させるために必要最低限の構造の諸元(例：○○の幅は、○cmでなければならない)

○**ソフト基準**は、ハード基準のバリアフリー設備の機能が十分に発揮されるよう、設備の目的に合わせて以下のとおり規定。

- ①職員等がバリアフリー設備を用いて、役務の提供を行うこと(例：乗降用のスロープ板等)
- ②バリアフリー設備それ自体を用いて、運行情報の提供や照度の確保などの役務の提供を行うこと(例：運行情報提供設備、照明設備等)
- ③バリアフリー設備を用いた役務の提供が行われるよう、体制を確保すること



駅ホームにおけるスロープ板設置の例



路線バスにおける役務提供  
(スロープ設置・介助)の例



階段脇の位置を  
わかりやすく示す照明の例



# (例)鉄軌道駅におけるソフト基準

## ○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

**ハード基準(既存) : プラットホーム**  
 車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある段差又は隙間がある場合は、**渡り板等を設置**すること。



### ソフト基準(新規)

ハード基準に基づき渡り板等が設けられた場合は、**当該渡り板等を使用して、車椅子使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供を行うこと。**

**ハード基準(既存) : ホームドア**  
 ホームドアを設置すること。(構造上困難な場合を除く。)

## ○設備を用いた情報提供等

**ハード基準(既存) : 運行情報提供設備**  
 運行情報を文字等により表示する設備、及び音声により提供する設備を設置すること。



### ソフト基準(新規)

ハード基準に基づき設置された**運行情報提供設備を使用して、運行情報を文字等及び音声により提供すること。**

## ○職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供

**ハード基準(既存) : 乗車券等販売所、案内所**  
 筆記用具を備え、筆記用具があることを表示すること。

### ソフト基準(新規)

聴覚障害者からの求めに応じ、**筆記用具を使用すること。**

## ○設備を用いた情報提供等

**ハード基準(既存) : 照明設備**  
 照明設備を設けること。

### ソフト基準(新規)

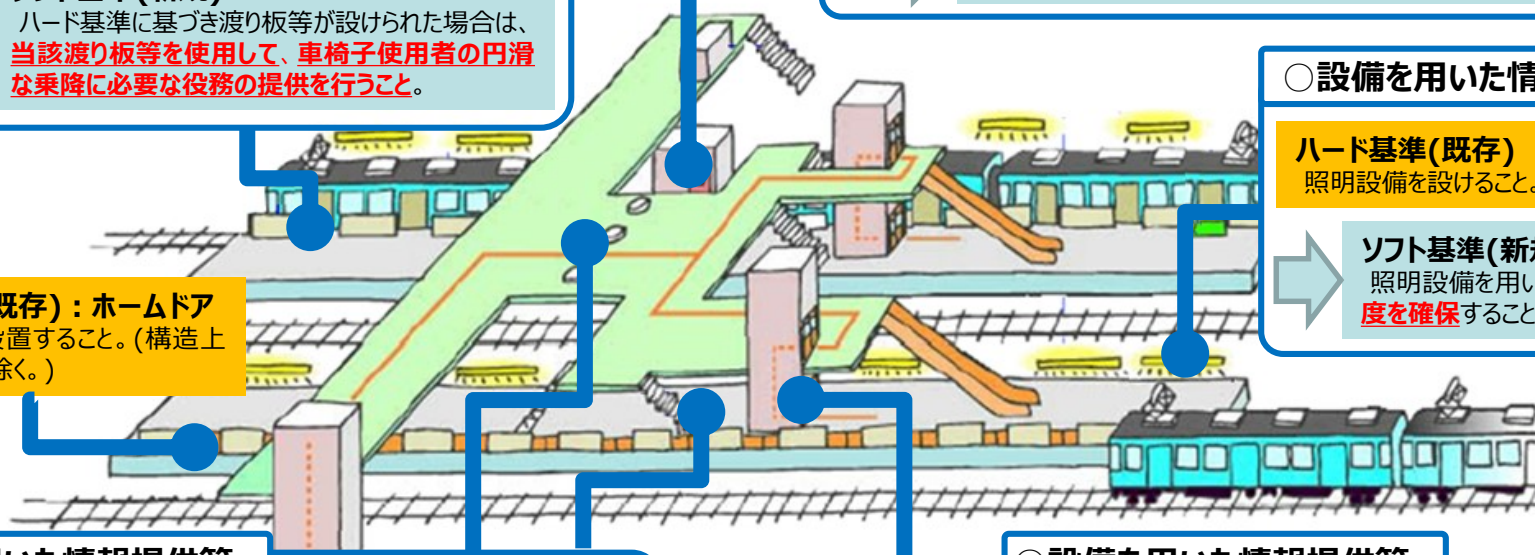
照明設備を用いて、十分な**照度を確保**すること。

## ○設備を用いた情報提供等

**ハード基準(既存) : エレベーター**  
 かごの昇降方向、戸の開閉等を**音声により知らせる設備**を設置すること。

### ソフト基準(新規)

ハード基準に基づき設置された設備を用いて、かごの昇降方向、戸の閉鎖等を**音により知らせること。**



# (例)バスにおけるソフト基準

## ○職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供

**ハード基準(既存) : 意思疎通を図るための設備**  
 筆記用具を備え、筆記用具があることを表示すること。

➡ **ソフト基準(新規)**  
 聴覚障害者からの求めに応じ、**筆記用具を使用すること。**

## ○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

**ハード基準(既存) : 乗降用設備**  
 ・車椅子スペースを1以上確保  
 ・車椅子スペースには、車椅子固定用装置を設けること 等

➡ **ソフト基準(新規)**  
 ハード基準に基づき設置された**車椅子固定用装置を用いて、必要な役務の提供を行うこと。**

## ○設備を用いた情報提供等

**ハード基準(既存) : 運行情報提供設備**  
 ・車両の前面、左側面、後方に先行表示を設けること。

➡ **ソフト基準(新規)**  
 ハード基準に基づき設置された**行先表示器を使用して、行先に関する情報を提供すること。**

**ハード基準(既存) : 乗降口**  
 乗降口の有効幅が80cm以上

**ハード基準(既存) :**  
 ・床面の高さは65cm以下  
 ・床面は滑りにくい仕上げ

## ○設備を用いた情報提供等

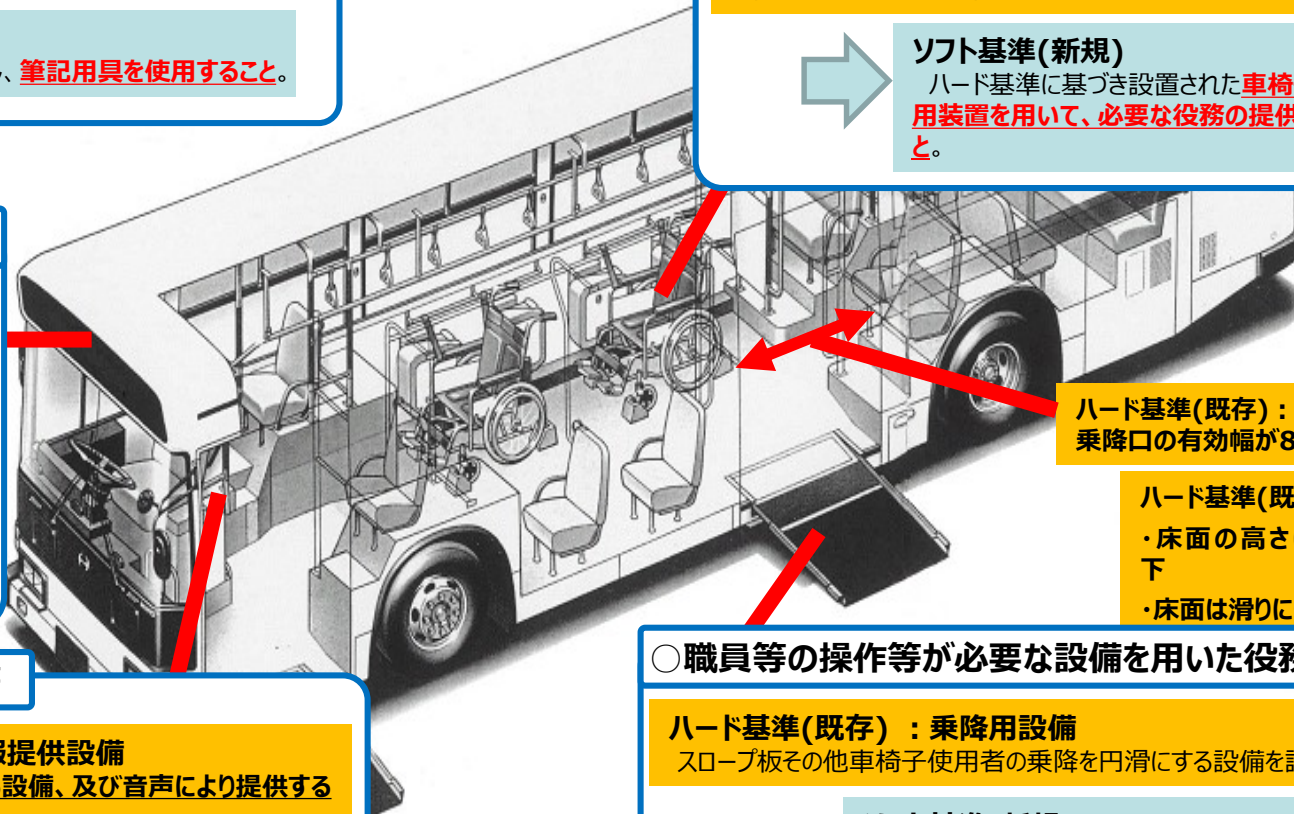
**ハード基準(既存) : 運行情報提供設備**  
 ・運行情報を文字等により表示する設備、及び音声により提供する設備を設置すること。

➡ **ソフト基準(新規)**  
 ハード基準に基づき設置された**運行情報提供設備を使用して、運行情報を文字等及び音声により提供すること。**

## ○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

**ハード基準(既存) : 乗降用設備**  
 スロープ板その他車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を設けること。

➡ **ソフト基準(新規)**  
 ハード基準に基づき設置された**スロープ等を使用して、車椅子使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供を行うこと。**



# バリアフリー基準適合義務の対象拡大

## ■ 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

### 公共交通事業者等

※その他、現行規定上、バスターミナル事業者、旅客船ターミナル管理者等が法適用の対象



鉄道事業者



路線バス事業者(定期運行)



貸切バス事業者



一般旅客定期航路事業者



本邦航空運送事業者



軌道経営者

車椅子対応型の  
車両を導入する際  
に、ハードの基準  
適合を義務付け



タクシー事業者



旅客不定期航路事業者  
(遊覧船等)



航空旅客ターミナル管理者

### 建築物

特別特定建築物(2,000㎡以上)  
(特別支援学校、病院、店舗、ホテル等)



特別特定建築物に公立小中学校を追加



### 道路

特定道路  
(移動等円滑化が特に必要な道路を国土交通大臣が指定)



旅客特定車両停留施設  
(バス等の旅客の乗降のための道路施設)



### 公園施設

特定公園施設  
(都市公園内の園路、広場、休憩所、駐車場、便所等)

### 路外駐車場

特定路外駐車場  
(500㎡以上の駐車料金を徴収する路外駐車場)

# ハード・ソフト取組計画について

---



## ○「公共交通事業者等の判断の基準」の一部改正 (ハード・ソフト取組計画の記載事項の追加)

### 「一 公共交通事業者等が達成すべき目標」の追加

#### 【ソフト基準関係】

- ・ハード基準に適合した旅客施設及び車両等について、その機能を適切に維持する。
- ・施設及び設備等を適切に使用すること等により、移動等円滑化のために必要な役務を可能な限り提供する。
- ・施設及び設備等を適切に使用して役務を提供できるよう、継続的な教育訓練を行う。

#### 【高齢者障害者等用施設等の適正利用関係】

- ・利用者に対し適正な利用を促すために必要な広報啓発活動を可能な限り実施する。

### 「二 移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置」の追加

#### 【ソフト基準関係】

- ・ハード基準に適合した旅客施設及び車両等について、設置時と同等の機能を維持するため、定期的な点検等の必要な措置を講ずる。
- ・新設旅客施設等に加え、既存の旅客施設等についてもソフト基準の遵守に努める。
- ・ソフト基準遵守のため、マニュアルの作成、教育訓練の実施、体制の確保等の措置に努める。

#### 【高齢者障害者等用施設等の適正利用関係】

- ・適正利用の促進のため、啓発キャンペーンへの参加（ポスター掲示等）、放送等を通じた利用者への周知、職員への周知、一般利用者への声かけ等の措置に努める。

### 「三 目標を達成するために併せて講ずべき措置」の追加

#### 【協議応諾義務関係】

- ・他の公共交通事業者等から協議を求められた際は、誠実に対応し、建設的な議論を行うことが望ましい。

## ○ハード・ソフト取組計画様式の改正

第一号様式(ハード・ソフト取組計画書関係)

第二号～第十三号様式(ハード・ソフト取組報告書関係)

・下記を記載事項に追加。

○旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置 (ソフト基準関係)

○高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報・啓発活動

(高齢者障害者等用施設等の適正利用関係)

第十一号・第二十三号様式(旅客船ターミナル関係)

移動等円滑化の達成状況の欄について、「案内設備の設置の有無」に関する記入欄を追加

(整備目標の追加に対応)

全ての様式

新たに「公表方法」に関する記入欄を追加

令和3年度取組計画書・令和2年度報告書等の取扱いについて

・令和3年度移動等円滑化取組計画書及び令和2年度移動等円滑化取組報告書、令和2年度移動等円滑化実績等報告書においては、新様式にて提出すること。(令和3年6月末提出〆切)

・既に提出、公表されている令和2年度移動等円滑化取組計画書については、新様式への修正、更新は不要。

・令和2年度移動等円滑化取組報告書に新たに追加される I (1)② (ソフト基準関係)、⑥ (高齢者障害者等用施設等の適正利用関係) については、根拠となる改正条文が令和3年4月1日施行のため、未記載でもかまわない。

# バリアフリー法に基づく基本方針における 次期目標について(最終とりまとめ)

---



# バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

## 背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただき**ながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、**次期目標をとりまとめ**。

(第8回検討会:令和元年11月15日、第9回検討会:令和2年1月16日、第10回検討会:令和2年6月17日、第11回検討会:令和2年11月18日)

## 次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意**。
  - 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進**  
(平均利用者数<sup>(※1)</sup>が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
  - **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化  
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
  - **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
  - 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」<sup>(※2)</sup>の推進**

※1:新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

※2:「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

## 目標期間

- ・現行目標期間:平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間:社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間<sup>(※3)</sup>**

※3:新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

# バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

(赤字下線:現行目標からの追加・変更)

		2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消	92%
		視覚障害者誘導用ブロック	95%
		案内設備(※2)	74%
		障害者用トイレ(※3)	89%
	ホームドア・可動式ホーム柵	858駅	<p>○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、全体で3,000番線</p> <p>○うち、10万人/日以上/の駅は800番線</p>
	鉄軌道車両(※4)	75%	<p>○約70%</p> <p>※令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を「義務付け」への適状況(50%程度と想定)を踏まえて設定</p> <p>※新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める</p>
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	95%
		視覚障害者誘導用ブロック	98%
		案内設備(※2)	76%
		障害者用トイレ(※3)	84%
	乗合バス車両(※4)	ノンステップバス	61%
リフト付きバス等(適用除外車両)		5%	<p>○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化</p> <p>○1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行システムの総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする</p>
	貸切バス車両(※4)	1,081台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両(※4)	37,064台	<p>○約90,000台</p> <p>○各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする</p>
船舶	旅客船ターミナル(※1)	段差の解消	100%
		視覚障害者誘導用ブロック	100%
		案内設備(※2)	54%
		障害者用トイレ(※3)	100%
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)(※4)	48%	<p>○約60%</p> <p>○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化</p> <p>○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化</p>

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

# バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

(赤字下線:現行目標からの追加・変更)

		2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
航空	航空旅客ターミナル (※1)	段差の解消	87%
		視覚障害者誘導用ブロック	95%
		案内設備(※2)	95%
	障害者用トイレ(※3)	97%	
航空機(※4)	99%	原則100%	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	63%(※5,※6)	約70%
都市公園	園路及び広場	57%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場	48%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	便所	36%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場	65%(※6)	約75%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※7)のストック	61%	○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物を約67% ○床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%
	音響機能付加信号機	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
	エスコートゾーン	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	8自治体(※8)	約350自治体(全市町村(約1,740)の約2割)
	移動等円滑化基本構想の作成	304自治体(※9)	約450自治体(2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)
	「心のバリアフリー」	—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50%(現状:約24%(※10)) ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合を原則100%(現状:約80%(※11))

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音声による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4.450kmが対象。

※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。

※7 公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のものは除く。

※8 2020年6月末の数値。

※9 2020年3月末の数値。

※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※11 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

# バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

## 旅客施設 (鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)

### 現行

※1:2019年度末の段差解消の数値(速報値)

- ▶ 平均利用者数が3,000人以上/日の旅客施設を原則として全てバリアフリー化
- ▶ これ以外の旅客施設についても、高齢者、障害者等の利用実態等の地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化

#### <旅客施設(3,000人以上/日)のバリアフリー化率(※1)>

・鉄軌道駅(約3,600駅)	: 92%	・バスターミナル(約50施設)	: 95%
・旅客船ターミナル(約15施設)	: 100%	・航空旅客ターミナル(約40施設)	: 87%

### 目標

※2:2019年度末の数値(速報値)

#### <旅客施設全般>

- ▶ バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内図記号による標識等)の設置を追加

#### <旅客施設(3,000人以上/日)の案内設備のバリアフリー化率(※2)>

・鉄軌道駅(約3,600駅)	: 74%	・バスターミナル(約50施設)	: 76%
・旅客船ターミナル(約15施設)	: 54%	・航空旅客ターミナル(約40施設)	: 95%

<運行情報提供設備>



【多機能便所のあるトイレ】



<標識(ピクトグラム)>

- ▶ これ以外の旅客施設についても、高齢者、障害者等の利用実態等の地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化

#### <鉄軌道駅・バスターミナル>

- ▶ 平均利用者数が3,000人以上/日の施設と2,000人以上3,000人未満/日で基本構想の生活関連施設に位置付けられた施設を原則として全てバリアフリー化

#### <旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル>

- ▶ 平均利用者数が2,000人以上/日の施設を原則として全てバリアフリー化



## 鉄軌道駅 (平均利用者数に係る目標以外)

### 現行

※1:2019年度末の数値(速報値)

#### <ホームドア・可動式ホーム柵>

- 車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進

※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う



ホームドア等の設置状況(※1)：858駅



### 目標

※2:2019年度末の数値(速報値)

#### <ホームドア・可動式ホーム柵>

- **駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、鉄軌道駅全体で3,000番線、うち平均利用者数が10万人以上/日の駅で800番線を整備する**

#### <ホームドア等の整備状況(※2)>

- ・鉄軌道駅全体の総番線数：19,951番線、総駅数：9,465駅  
(うち10万人/日以上駅 総番線数：1,275番線、総駅数：285駅)
- ・鉄軌道駅全体の整備済総番線数：1,953番線、整備済総駅数：858駅  
(うち10万人/日以上駅 整備済番線数：447番線、整備済駅数：154駅)

#### <その他(新設)>

- 高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、**可能な限りバリアフリールートの複数化を進める**
- 駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、**可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める**

※ホームドア・可動式ホーム柵の整備実績は、整備済番線数とともに、整備済駅数についても公表予定。

# 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標 (文部科学省)

---

# 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

令和2年12月25日  
文部科学省

○ バリアフリー法に基づく基本方針における目標期間となる令和3年度から令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うため、以下のとおり国の整備目標を設定した。

## (整備目標設定の考え方)

- ・以下の視点を踏まえ、緊急かつ集中的にバリアフリー化を図る。
  - ・学校における円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒等や教職員の在籍状況
  - ・災害時における避難所の指定状況

## (具体的な整備目標)

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標	
車椅子利用者用 トイレ	校舎	65.2%	<b>避難所に指定されている全ての学校</b> に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当	
	屋内運動場	36.9%		
スロープ 等による 段差解消	門から建物の前 まで	校舎	<b>全ての学校</b> に整備する※1	
		屋内運動場		74.4%
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎		57.3%
		屋内運動場		57.0%
エレベーター 1階建ての建物のみ 保有する学校を含む	校舎	27.1%	<b>要配慮児童生徒等※2が在籍する全ての学校</b> に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当	
	屋内運動場	65.9%	<b>要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校</b> に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当	

※1 小修繕や既製品による対応を含む。

※2 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。



# 公共交通機関利用時の配慮に関する世論調査

---

# 公共交通機関利用時の配慮に関する世論調査（概要）

- 調査対象：全国の日本国籍を有する18歳以上の3,000人（有効回収数2,015人、回収率67.2%）
- 調査期間：令和2年10月1日～同年11月15日  
（※新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、調査員と調査対象者の方との接触を回避するため、郵送法で実施）
- 調査目的：公共交通機関利用時の配慮に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 調査項目：①優先席、②多機能トイレ、③ベビーカー、④心のバリアフリー
- 結果公表：令和3年1月29日（金）
- 内閣府URL：<https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-kotsu/index.html>

## 優先席

問 あなたは、電車やバスなどの公共交通機関の優先席に座っているときに、高齢者、障害者、妊産婦など優先席が必要とする方が近くにいることに気づいたら席を譲ろうと思いますか。

- **譲ろうと思う 約72%**
- 譲ろうと思わない（※1、※2以外） 約1%
- ご自身が高齢者、障害者、妊産婦であるなど優先席を必要としているから譲ろうと思わない（※1） 約7%
- 優先席に座らない（※2） 約18%

## 多機能トイレ

問 あなたは、トイレを利用するときに、多機能トイレを利用しようと思いますか。

- 利用しようと思う（※3以外） 約24%
- **利用しようと思わない 約68%**
- ご自身が高齢者、障害者、妊産婦であるなど多機能トイレを必要としているから利用しようと思う（※3） 約7%

## ベビーカー

問 あなたは、「ベビーカーマーク」を知っていましたか。

- **見た、知っていた 約57%**（参考：平成27年12月調査時：約53%）
- 見たことはないし、内容も知らなかった 約43%  
（参考：平成27年12月調査時：約46%）

### <留意点>

・平成27年12月調査は調査員による個別面接調査法で実施しているため、郵送法で実施した今回調査との単純比較は行わないものの、認知度は向上している

### ご存知ですか、このマーク？



ベビーカーマーク



ベビーカー使用禁止マーク

## 心のバリアフリー

問 あなたは、「心のバリアフリー」の考え方が一人でも多くの方に広まり、すべての人々がお互いに心身の特性や考え方を理解し支え合うことが、公共交通機関を利用した移動を円滑化するために必要だと思いますか。

- **そう思う 約96%**
- そう思わない 約4%

問 あなたは、公共交通機関における「心のバリアフリー」の考え方を広めるために、どのような取組が効果的だと思いますか。

- 学校などでの教育 約69%
- 車内や駅構内等でのアナウンスやポスターでの啓発活動 約61%

# 東京オリパラを契機とした 障害当事者参画によるバリアフリー化について

---

## 背景

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえて、**首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化を推進**。
- 特に、**成田空港、羽田空港**においては、**多様な障害当事者が施設整備の初期段階から参画**し、国際的なバリアフリー基準を踏まえた「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」等に基づき、**ハード面・ソフト面の両面でバリアフリー化の取組**が行われてきたところ。
- **東京オリパラ大会開催前の適切なタイミング**において、**国土交通分野におけるバリアフリー化の取組状況や今後の課題を効果的に広報して国民の意識向上を図るとともに、障害当事者参画による施設整備のレガシー化を図る**。

## 内容

### 1. これまでのバリアフリー化の取組状況や今後の課題について効果的な広報（東京大会まで）

- 交通バリアフリー法の施行（2000年11月15日）後20年が経過
- 成田空港、羽田空港における障害当事者参画によるバリアフリー化の取組状況（UD/WSの進め方、工夫した点、今後の改善点等）
- 鉄道駅等の空港との交通結節点に係るバリアフリー化の取組状況
- 今後のバリアフリー化の課題（地方部のバリアフリー化の更なる推進、全国各地での面的なバリアフリー化の更なる推進、心のバリアフリーに係る周知等）

バリアフリー化の取組状況・今後の課題のとりまとめ（パンフレット作成）

**メディアと調整し、東京オリパラ開催前の適切なタイミングで効果的な広報を実施**

（例：東京オリンピック競技大会開催前 100日前(2021/4/14)、50日前(2021/6/3)、30日前(2021/6/23) 等）

### 2. 障害当事者参画による施設整備のレガシー化（主に令和3年度～）

- 障害当事者の参画による施設整備に関する調査検討（公共交通事業者等へのアンケート・ヒアリング調査、現地調査、ノウハウ集作成）

## 各種セミナー

### ■2020年12月9日(水)「障害者の移動支援としての情報の在り方 ユニバーサルサービスを中心に」

場 所:羽田空港第3ターミナル(スカイホール)

主 催:中央大学(秋山研究室)、エコモ財団、日本福祉のまちづくり学会

その他:国土交通省総合政策局安心生活政策課長の挨拶

- ・パラリンピアンや障害当事者の参画
  - ・ユニバーサルデザインの基礎
  - ・心のバリアフリー
- の観点を踏まえたセミナー

### ■※緊急事態宣言を受け4月中下旬に延期

### 「ユニバーサルデザインにおける「心のバリアフリー」

場 所:成田国際空港 第2ターミナル4階 A2・3

主 催:中央大学(秋山研究室)、エコモ財団、日本福祉のまちづくり学会、全国空港ビル事業者協会

後 援:国土交通省(総合政策局安心生活政策課、航空局ネットワーク企画課の挨拶)

## 現地調査

### 羽田空港

### ■2021年2月1日(月) 第2回「ユニバーサルMaaSの体験」

場 所:羽田空港第2ターミナル(羽田空港から京浜急行で横須賀市(ドブ板通り商店街))

主 催:中央大学(秋山研究室)、エコモ財団、日本福祉のまちづくり学会、ANA、京浜急行

その他:国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課、安心生活政策課も随行

- ・パラリンピアンや障害当事者が参画し、意見交換
  - ・WheeLog!、らくらくおでかけネットなど
- 「MaaS」の観点も踏まえて現地調査

セミナー・現地調査  
双方にメディア取材要請

### ■2021年5月下旬 「タイトル未定:現地調査」

### 成田空港

### 関西空港

### その他

羽田空港の現地調査後

2021年中 (羽田空港・成田空港の現地調査終了後)

国立競技場(東京オリンピック・パラリンピック終了後)



## 第1回打合せの主なコメント

### 「ハード整備」

- 東京オリパラを契機としたIPCの取組をきちんと残して、全国及び次の時代にも反映。
- UDに関する国民への周知と企業側のビジネスとの結び付けを定義しないと社会でうまく展開していかない。
- 企業は、投資や経済の考え方が入ると動く。
- 駅等の機能と民間のビルや商業施設等の建築物の乖離の解消。
- 今後の施設改修等については、「心のバリアフリー」を主眼に、多種多様な考えに対応。

### 「心のバリアフリー」

- 当事者参画の取組に加え、現場職員との議論や意見を取り入れて進めていく。
- バリアフリー意識醸成のために職員研修を実施しており、今後も現場の意識醸成に取り組む。
- 点ではなく面で旅客をフォローする職員参画型の取組を進め、一般への発信についても意見を伺い進める。
- 現場職員が参画する取組が、今後のバリアフリー進展の鍵になる。
- 次の段階ではガイドライン整備が重要。障害当事者と現場職員が協働すれば新しい段階に行くのではないか。
- 「スティグマ」の軽減方法。航空産業の中にあるソリューションを活用できないか。

### 「国民への周知・啓発」

- 「他人ごと」をどうやって「自分ごと」にできるか、どう国民に浸透させていくかが重要。
- 「バリアフリー」 = 「義務的」とならないように、どうスマートに見せるかがポイント。

## パンフレットの作成

### ■国土交通分野におけるバリアフリー化の取組状況等に関する広報活動資料作成(21年4月中旬)

パンフレットを作成し、交通バリアフリー法成立から20年の取組状況や今後の「心のバリアフリー」等のソフト対策の課題等については、バリアフリーが当たり前の社会である事を国民に訴えるべく、他人事ではなく、自分事である等周知。また、パンフレットの配布とともに国土交通省HPやtwitter等に投稿し、周知を行う。

## 各報道機関との連携

### ■羽田空港、成田空港の各種セミナーや現地調査のメディア周知(21年2~5月)

国土交通省の他、様々なメディアを通じて報道してもらう事により、国民への啓発を図る。

羽田空港

【セミナー】21年12月9日(水) 【現地調査】21年5月中下旬

成田空港

【セミナー】21年4月中下旬 【現地調査】羽田空港の現地調査後

関西空港  
国立競技場

2021年中 (関空:羽田空港・成田空港の現地調査終了後、国立競技場:オリパラ後)



## 想定メディア

報道関係

NHK、各テレビメディア、5大紙、業界紙(交通、建設)等で広く周知

※成田空港記者クラブ(主要なテレビ・新聞社と千葉日報、地元CATVが所属。航空関係メディア(日刊航空、Aviationwire等)

パラリンピアン  
当事者団体

オリパライベント、取材等での宣伝





# 令和2年バリアフリー法改正等の説明会

---

## 説明会の概要

- 令和2年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」）が成立し、本年4月1日より全面施行となるとともに、令和2年12月にバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を改正し、本年4月1日より新しいバリアフリー整備目標が施行。
- **事業者や地方公共団体等を対象として、改正バリアフリー法や新しいバリアフリー整備目標の周知に加え、移動等円滑化促進方針や基本構想の作成促進を図るため説明会を実施。**

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による説明会に代わり、説明動画を作成・公表（第Ⅰ部）  
地方公共団体を対象にバリアフリー法改正と移動等円滑化促進方針・基本構想の作成支援説明会を実施（第Ⅱ部）

## 第Ⅰ部 法改正説明動画の内容

●動画を3部構成で、Youtube（国土交通省政策チャンネル）で公開



**動画1** 法改正の概要  
（動画 <https://youtu.be/wXwprcDS15k> 動画時間20:17）

**動画2** 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改訂について  
（動画 <https://youtu.be/BcycVddrQII> 動画時間22:38）

**動画3** 次期バリアフリー整備目標について  
（動画 <https://youtu.be/bgXeEvcR1Nw> 動画時間27:53）

2/19に動画公開後、3/10現在で延べ約3,600回視聴

## 第Ⅱ部 バリアフリー法改正と移動等円滑化促進方針・基本構想の作成支援 オンライン説明会

- 地方ブロック毎に、オンラインで説明会を開催。  
3/3…近畿／中部、3/5…北海道／北陸信越／関東、  
3/8…中国、3/9…四国、3/10…東北、3/11…九州、3/12…沖縄

都市計画や障害者施策、交通政策担当者など  
約350の自治体部署の担当者から参加申し込み